

福島県老人福祉法実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」及び福島県老人福祉法施行細則（平成5年3月31日福島県規則第28号。以下「細則」という。）に定める届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

（老人居宅生活支援事業開始届）

第2条 法第14条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届（様式第1号）によらなければならない。

（老人居宅生活支援事業変更届）

第3条 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（様式第2号）によらなければならない。

（老人居宅生活支援事業廃止（休止）届）

第4条 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（様式第3号）によらなければならない。

（老人デイサービスセンター等設置届）

第5条 法第15条第2項の規定による届出は、老人福祉施設等設置届（様式第4号）によらなければならない。

（老人デイサービスセンター等事業変更届）

第6条 法第15条の2第1項の規定による届出は、老人福祉施設等変更届（様式第5号）によらなければならない。

（老人デイサービスセンター等廃止（休止）届）

第7条 法第16条第1項の規定による届出は、老人福祉施設等廃止・休止・入所定員の減少・増加（許可申請）届（様式第6号）によらなければならない。

（老人ホーム設置届等）

第8条 法第15条第3項の規定による届出は、老人福祉施設等設置届（様式第4号）によらなければならない。

2 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、養護老人ホーム設置認可申請書（様式第7号）又は特別養護老人ホーム設置認可申請書（様式第8号）とする。

（老人ホーム事業変更届）

第9条 法第15条の2第2項の規定による届出は、老人福祉施設等変更届（様式第5号）によらなければならない。

（老人ホーム事業廃止（休止）届等）

第10条 法第16条第2項の規定による届出は、老人福祉施設等廃止・休止・入所定員の減少・増加（許可申請）届（様式第6号）によらなければならない。

2 法第16条第3項の規定による認可の申請は、老人福祉施設等廃止・休止・入所定員の減少・増加（許可申請）届（様式第6号）によらなければならない。

（改善命令に係る措置結果報告書）

第11条 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者は、法第19条第1項の規定により、施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとった措置について措置結果報告書（様式第9号）により、その命令を受けた日から30日以内に、知事に報告しなければならない。

（軽費老人ホーム設置届等）

第12条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届（様式第10号）によらなければならない。

2 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書（様式第11号）によらなければならない。

(軽費老人ホーム事業変更届等)

第13条 社会福祉法第63条第1項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届(様式第12号)によらなければならない。

2 社会福祉法第63条第2項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書(様式第13号)によらなければならない。

(軽費老人ホーム廃止届)

第14条 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届(様式第14号)によらなければならない。

(老人福祉センター事業開始届等)

第15条 社会福祉法第69条第1項の規定による老人福祉センターの事業の開始の届出は、老人福祉センター事業開始届(様式第15号)によらなければならない。

2 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターに係る変更又は老人福祉センターの廃止の届出は、老人福祉センター事業変更届(様式第16号)又は老人福祉センター廃止届(様式第17号)によらなければならない。

(準用)

第16条 第11条の規定は、市町村、社会福祉法人その他の者が、社会福祉法第71条の規定により、必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合について準用する。

(有料老人ホーム設置届等)

第17条 法第29条第1項の規定による届出は、老人福祉施設等設置届(様式第4号)によるものとする。

2 法第29条第2項の規定による届出は、老人福祉施設等変更届(様式第5

号) によるものとする。

- 3 法第29条第3項の規定による届出は、老人福祉施設等廃止・休止・入所定員の減少・増加（許可申請）届（様式第6号）によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する

